

お亡くなりになられた際の手続きの御案内（市税版）

謹んでお悔やみ申し上げます。故人のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

市民税・県民税、軽自動車税、固定資産税に関する手続きが必要かどうかを、以下の（１）～（４）からご確認ください。

亡くなられた方は、

（１）○給与、年金、営業、不動産などによる収入がありましたか？

○市民税・県民税納税通知書が届いていましたか？

「はい」又は「わからない」→ 2ページ **市民税課からのご案内**へ

ともに「いいえ」 → 手続きはありません

（２）○軽自動車やバイクを所有していましたか？

○軽自動車税納税通知書が届いていましたか？

「はい」又は「わからない」→ 2ページ **市民税課からのご案内**へ

ともに「いいえ」 → 手続きはありません

（３）○住居や土地などの不動産を所有していましたか？

○固定資産税納税通知書が届いていましたか？

「はい」又は「わからない」→ 3ページ **資産税課からのご案内**へ

ともに「いいえ」 → 手続きはありません

（４）○市民税・県民税、軽自動車税、固定資産税を口座振替で納税していましたか？

○市民税・県民税、軽自動車税、固定資産税の納付の確認が必要ですか？

「はい」又は「わからない」→ 3ページ **納税課からのご案内**へ

ともに「いいえ」 → 手続きはありません

●ご注意ください●

亡くなられた方の税情報の確認やその他のお手続きは、相続人様などが行えます（委任可）。

ご来庁の際は、ご自身の身分証明書及び相続人であることが分かる書類（亡くなられた方の除籍謄本、相続人の方の戸籍謄本または遺産分割協議書等）をご持参ください。

支所では手続きできませんので、お手続きの際は市役所東庁舎へお越してください。郵送での申請も承っております。詳しくはそれぞれの問合せ先へご確認ください。

また、市役所におけるその他の手続き（葬祭費の請求、身体障がい者手帳の返還など）については、別紙「お亡くなりになられた際の手続きの御案内（福祉分野版）」（水色のチラシ）などでご確認ください。

● 市民税課からのご案内

(1) 市民税・県民税の減免申請

亡くなられた方の前年合計所得金額が1,000万円未満であれば減免を受けることができます。下記の提出期限の①②のいずれか遅い日までに、同封してあります「別紙1 市民税減免申請書」を市民税課に提出してください。

提出期限：①亡くなられた日から最初に到来する納期限の日

②亡くなられた日から30日を経過する日

問合せ先：市民税課市民税1係 電話：0564-23-6082

(2) 軽自動車やバイクの名義変更・廃車手続き

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。

軽自動車やバイクなどを廃車・譲渡されるかたは、早めの手続きをお願いします。

①125cc以下のバイクやトラクターは、名義変更や廃車手続きを市民税課にて行ってください。

問合せ先：市民税課諸税係 電話：0564-23-6075

②上記(2)①以外のバイクや軽自動車は、以下の機関で名義変更や廃車手続きを行ってください。

<125ccを超えるバイク>

愛知運輸支局自動車検査登録事務所

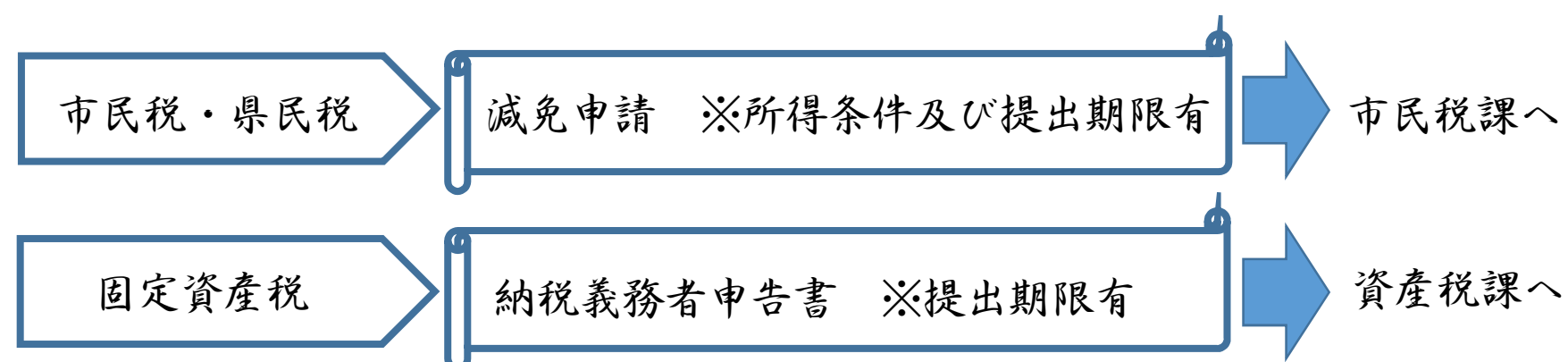
住所：豊田市若林西町葉山46番地 電話：050-5540-2047

<3輪・4輪の軽自動車>

軽自動車検査協会

住所：豊田市若林西町葉山48番2 電話：050-3816-1772

手続きには、それぞれ期限がございます。お早めをお願いします。
詳しくは各課のご案内をご確認ください。



●資産税課からのご案内

亡くなられた方が土地・家屋を所有していた場合、固定資産税の納税義務者を相続人様に変更していただく必要があります。下記の提出期限までに同封しています「別紙2 固定資産税納税義務者申告書」を資産税課に提出してください。

提出期限：亡くなられた年の12月末日

※12月末までに相続登記を終えられた場合、ご提出は不要です。ただし未登記の家屋を所有されていた場合は必ずご提出ください。

※この申告書は相続登記が完了するまでの間、納税通知書を相続人様に送付するためのもので、所有権移転（登記名義人の変更）の届出ではありません。

※本申告書による固定資産税の納税義務者の変更は翌年度からとなります。お支払いについては下記「●納税課からのご案内」の(2)をご覧ください、ご不明な点がございましたら納税課へお問合せください。

詳しくは添付の「固定資産税の納税義務者が亡くなられた時のお手続きについて」をご覧ください。

問合せ先： 資産税課償却資産係 電話：0564-23-6107

●納税課からのご案内

(1) 口座振替の廃止手続き

亡くなられた方が口座振替で納税していた場合には、廃止手続きをしてください。詳しくは下記問合せ先へ、お問合せください。

問合せ先： 納税課収入整理係 電話：0564-23-6123

(2) 市民税・県民税、軽自動車税、固定資産税の納付状況確認

亡くなられた方の市民税・県民税、軽自動車税、固定資産税は相続の対象となり、相続人様に納税義務が承継されます。亡くなられた方の納税通知書や督促状等があれば納税課にてご相談ください。

また、遺言や遺産分割協議が整った場合や、他の財産も合わせて相続放棄や限定承認を行った場合にも納税課までご連絡をお願いします。

問合せ先： 納税課納税推進2係 電話：0564-23-6115

〈同封書類一覧〉

- 市民税減免申請書及び記載例
- 愛知運輸支局又は軽自動車検査協会の所在地図
- 固定資産税納税義務者申告書及び手引書・記載例
- 返信用封筒

〈庁舎配置図〉

市民税課、資産税課、納税課は、東庁舎 3 階にあります。



〈東庁舎 3 階フロア案内〉

